

区域	第1章 目的と位置付け 1-4 計画の前提 (3) 対象区域	札幌市全域
	景観計画区域等 (1) 景観計画の区域【景観法第8条第2項第1号】 (2) 景観計画重点区域	景観計画区域の内、特に良好な景観の形成を図るべき区域

方針

第4章 良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針【景観法第8条第3項】

これまで

都市景観基本計画	地形（扇状地、平地、丘陵地、山麓地）
空間軸	道路、緑、水辺
+	街並み（都心、拠点）
景観計画	都心部
市街地区区分等	拠点
	高度利用住宅地
	一般住宅市街地
	工業・流通業務地
軸	市街地の外
地域	道路、緑、水辺
	景観計画重点区域

基本計画における地形・みどりの要素がどのように景観計画の区分や方針に反映されているかわかりにくい

全市網羅的な基準であり、地域の個性が生まれにくい

これから

景観特性	自然	地形（扇状地・平地、丘陵地、山地） みどり（自然のみどり）
	市街地区区分等	都心
		拠点（地域交流拠点、高次機能交流拠点）
		複合型高度利用市街地
		一般住宅地・郊外住宅地
	工業・流通業務地	
市街地の外		
景観軸等	道路（環状通、骨格道路網等）	
	みどりの軸、公園等	
地域特性	水辺・河川（豊平川、創成川、新川等）	
	景観計画重点区域（大通地区、札幌駅前通北街区地区、札幌駅南口地区、札幌駅北口地区）	
その他	その他の地域	

地形・みどりの要素を明確に反映する

地域ごとの景観形成方針を反映できるようにする

景観計画区域の景観形成の方針

4-1. 札幌の景観特性を踏まえた景観形成の方針

(1) 自然的特性を踏まえた景観形成の方針

①地形、みどり

(2) 市街地区区分等を踏まえた景観形成の方針

①都心 ②拠点 ③複合型 ④一般住宅地・郊外住宅地 ⑤工業・流通業務地 ⑥市街地の外

(3) 主要な景観軸等を踏まえた景観形成の方針

①景観軸等

4-2. 特定の地域特性を踏まえた景観形成の方針

景観計画重点区域の景観形成の方針

(1) 景観計画重点区域における景観形成の方針

①大通地区 ②札幌駅前通北街区地区 ③札幌駅南口地区 ④札幌駅北口地区

(2) その他の地域における景観形成の方針

①個別に景観に関する方針等を定めた地域
例：(仮称)景観ガイドラインの区域等

景観計画重点区域の自己診断カルテ

⇒自然的特性、市街地等、主要な景観軸などの景観特性を反映させて、既存地区で作成

①大通地区 ②札幌駅前通北街区地区 ③札幌駅南口地区 ④札幌駅北口地区

手続等

事前協議【条例第16条】届出【景観法第16条】

景観計画区域の自己診断カルテ

⇒自然的特性、主要な景観軸などの景観特性を反映させて、市街地区分等を基に作成

①都心 ②拠点 ③複合型 ④一般住宅地・郊外住宅地 ⑤工業・流通業務地 ⑥市街地の外

その他の地域の自己診断カルテ

⇒個別に方針等を定めた地域においては、自己診断カルテに内容を反映できるように作成

景観形成の方針が自己診断カルテに反映されていないため、事前協議・届出に生かされていない

自己診断カルテに景観形成の方針を反映する

基準	第5章 良好な景観の形成に向けた取組 5-1 届出制度による景観誘導 (4) 取組を支える制度と運用の考え方	札幌市全域
	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項【景観法第8条第2項第2号】	景観計画区域の内、特に良好な景観の形成を図るべき区域

景観計画区域の行為の制限

建築物※
【配慮項目】

- 地形や水辺などの自然環境を生かす
- 歴史的なまちの遺構を生かし、質を高める
- 山並みやランドマークへの見通しに配慮する
- 街並みとの連続感をつくる
- 歩行者の視点でのスケール感を大切に
- 地域特性に配慮した色彩を考える
- 意匠に配慮する
- 付帯設備などに配慮する
- 工作物に配慮する
- 外構に配慮する
- 広告物などに配慮する

工作物※
【配慮項目】
(共通)

- 自然環境を生かす(橋りょう・高架橋など)
- 地域性や街並みに配慮する
- 意匠に配慮する
- 付帯物に配慮する(鉄塔・煙突等)
- 地域性や街並みに配慮する
- 全体的な姿に配慮する
- 付帯物に配慮する(擁壁等)
- 地域性や街並みに配慮する
- 付帯物に配慮する

景観計画重点区域の行為の制限

例：札幌駅前通北街区地区※

- 中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする
- 建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える
- 建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする
- イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める
- 建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする
- ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない
- 塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける
- より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める

地域ごとの行為の制限を反映できるようにする

その他の地域

今後、(仮称)景観ガイドラインの区域等において定める行為の制限

※現行の札幌市景観計画より一部掲載